医療機関窓口での自己負担割合について

病気やケガをした場合、病院等で「被保険者証」を提示すれば、医療費の一部を窓口で負担することで治療を受けることができます。残りの医療費については、燕市国民健康保険が直接負担します。

窓口で負担していただく金額は、保険適用を受けられない部分については全額、保険適用を受けられる部分については医療費の総額に【自己負担割合】を乗じて計算されます。【自己負担割合】は、年齢や所得区分などにより次のようになります。

自己負担割合について

区分	自己負担割合
義務教育就学前の人	**2 割**
義務教育就学後、70 歳未満の人	**3 割**
70 歳以上 75 歳未満の人※1 （現役並み所得者※2を除く）	**2 割**
70 歳以上 75 歳未満の現役並み所得者※2	**3 割**

※1　70 歳の誕生日の翌月から（誕生日が 1 日の人は、その月から）自己負担割合が見直されます。その後、毎年 8 月に見直されます（修正申告等で所得が変わった場合はその都度）。

※2 「現役並み所得」とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合、申請により 2 割負担となります。